

食と観光需要喚起緊急対策事業（シンガポール・タイ）委託業務
企画提案指示書

1 委託する業務名

食と観光需要喚起緊急対策事業（シンガポール・タイ）委託業務

2 業務の目的

9月6日未明に発生した胆振東部地震及びその後の停電や節電により、大きな損害を受けた道内食品関連企業の早期の売上回復と、風評により道内への旅行を控えるインバウンドの回復に向け、道内企業を支援する企画提案を民間から公募し、優れた提案をした者にその事業の実施を委託する。

3 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとし、海外の北海道どさんこプラザ（シンガポール及びタイ）との効果的な連携による事業の実施を図るものとする。

(1) フェアの実施

シンガポール・タイの各国において、一般消費者を対象に、道内食品製造事業者や農畜水産物の生産者など（以下、「生産者等」という。）の参加のもと、道産食品（地理的表示制度の指定を受けた「北海道」ワインを含む）のフェア（販売）を実施し、販路の拡大を図る。

(2) 商談会の実施

シンガポール・タイの各国において、食品バイヤー等を対象に、道産食品（地理的表示制度の指定を受けた「北海道」ワインを含む）を生産者等が自ら紹介する商談会を開催する。

(3) 食と観光の情報発信

シンガポール・タイの各国において、一般消費者や食品バイヤー等を対象に、道内の食を中心とする観光情報の発信を行う。

(4) 進捗状況等の報告

定期的に（月1回程度）事業の進捗状況等について報告する。

(5) 報告書の作成

上記（1）から（3）の実施結果について、以下の項目を含む報告書を作成する。

- ・フェアの結果（売上実績、生産者等アンケート、消費者アンケート）
- ・商談会の結果（商談成約件数・金額、生産者等アンケート、バイヤー等アンケート）
- ・食と観光の情報発信の結果（アンケート）

4 委託期間

契約締結日の日から平成31年3月15日（金）までとする。

5 積算上限額

委託料25,848千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

- (1) 業務遂行能力全般
 - ・業務実施に必要かつ十分な体制となっているか
 - ・業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールになっているか。
 - ・シンガポール・タイの食需要や輸出業務等に関して、十分な知見や実績を有しているか。
- (2) 企画提案内容
 - ・フェア及び商談会は、海外の北海道どさんこプラザと連携した効果的な内容となっているか。
 - ・食と観光の情報発信は、効果的な内容となっているか。
 - ・報告書の項目の設定・考え方が適切であるか。

7 参加資格の要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。
- (2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - ⑤ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
 - ⑥ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
 - ⑦ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和49年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（養和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ⑧ コンソーシアムの構成員が単体法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- (3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - ② 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

8 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書、添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）
- (2) 様式 別添様式による。
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期限 平成30年10月9日（火） 17時（必着）
- (5) 提出場所 10の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。

9 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書は、別添様式による。付属資料はA4サイズとし、任意様式とする。
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも9部
※1部は、提案者名を記載したもの。残りの8部は提案者名を記載しないもの。
企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。
- (4) 提出期限 平成30年10月16日（火） 17時（必着）
- (5) 提出場所 10の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。

10 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用しない。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
 - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
 - オ 全ての提出書類は返却しない。
 - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎9階）
北海道経済部食関連産業室 マーケティンググループ（担当：樽井）
電話 011-231-4111（内線26-253）
ファクシミリ 011-232-8860